

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																						
九十九里町長殿 令和 年 月 日提出										〔特別徴収者 給与支払者〕	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに 異なります							
											フリガナ												宛 名 番 号											
										氏名又は名称												担連 当 絡 者 先	所 属											
																							氏 名											
個人番号 又は法人番号												電話		内線（ ）																				
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		(エ) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																			
	氏 名																																	
	生年月日																																	
	個人番号																																	
	受給者番号																																	
	1月1日 現在の住所																																	
異動後の 住 所																																		

1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受 給 者 番 号 _____ 納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から 番 号 を 記 入 1. 必要 2. 不要																					
新 し い 勤 務 先 者	特別徴収義務者 指 定 番 号		※新規事業者の場合は記入不要										個人番号又は 法 人 番 号																						
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先											所 属											
	フリガナ																							氏 名											
氏名又は名称												電 話		内線（ ）																					

2. 一括徴収の場合														左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。													
理 由	☐ 右から 番 号 を 記 入	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため																						徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
		2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため																						月 日		円	

【提出先】 〒283-0195 千葉県山武郡九十九里町片貝4099番地 九十九里町役場 税務課課税係

※コピーしてお使いください。

注意事項

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. (エ)「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、下記の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後、令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。

「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(※令和5年1月1日から令和5年4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」を記入してください。